

特定保健指導実施の流れ

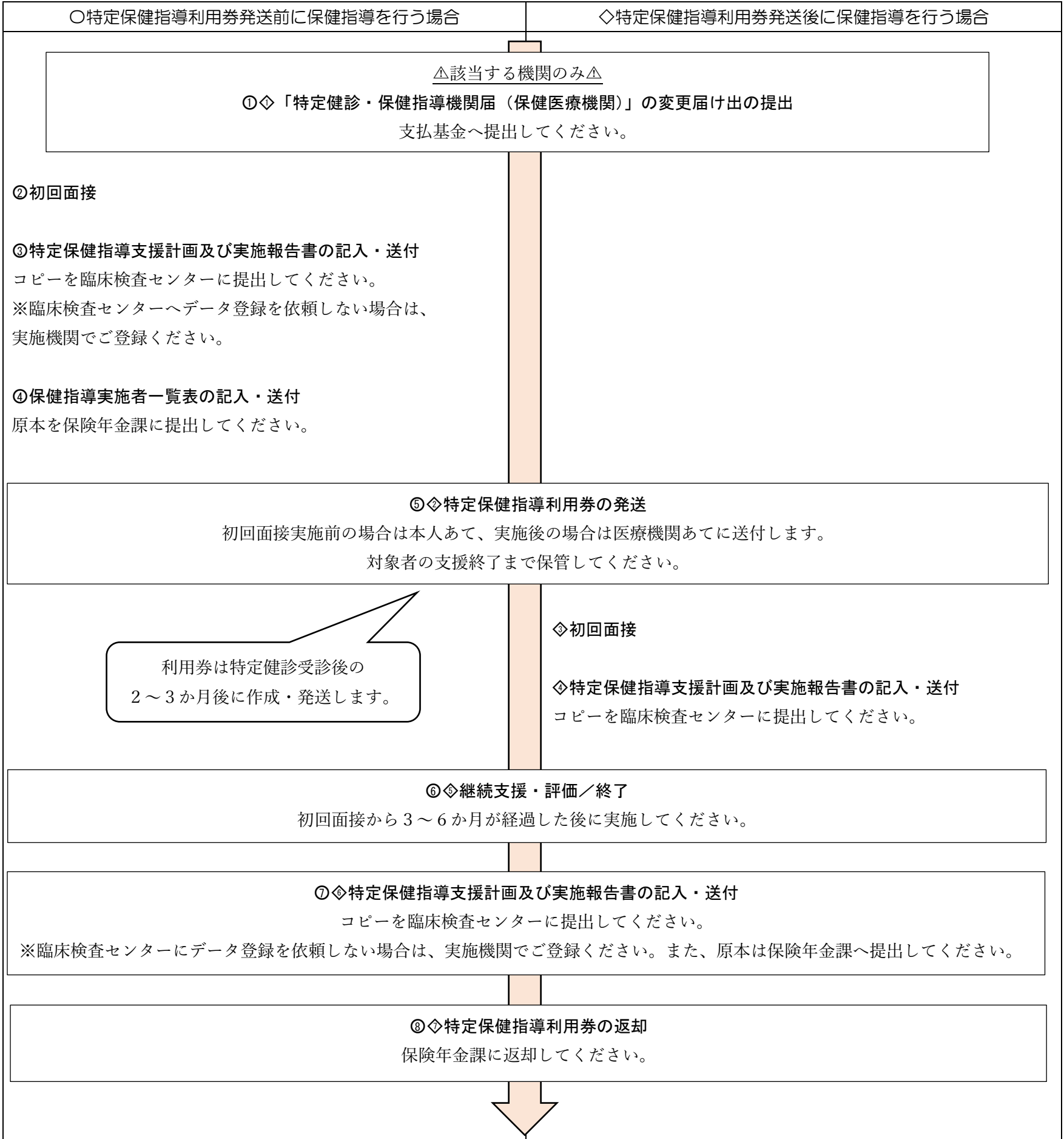
随時

特定健康診査結果通知表の階層化判定欄を確認
 対象者の服薬（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）確認
 服薬中の方は特定保健指導対象外です。
 対象者への受講勧奨

中断者発生時

中断者連絡票の送付
 保険年金課に郵送してください。
 脱落認定の通知
 対象者に送付してください。

特定保健指導の階層化判定欄が「情報提供(なし)」以外の人が対象者です。



利用券は特定健診受診後の2～3か月後に作成・発送します。

※個人情報保護のため、保険年金課への各種送付物は郵送（または集荷の際に臨床検査センターに提出）としています。ご了承ください。